

「五所川原市第3期障害福祉計画（案）」についての意見募集結果について

「五所川原市第3期障害福祉計画（案）」についての意見募集に対し、多数のご意見をいただき、誠に、ありがとうございました。

いただいた意見の概要とそれに対する市の考え方は下記のとおりです。

記

1 意見募集期間

平成24年2月15日から平成24年3月16日まで

2 募集方法

市のホームページに掲載したほか、福祉部家庭福祉課、本庁舎及び各総合支所行政資料スペースに備え付けました。

意見提出は、郵送、電子メール、FAXのいずれかの方法によることとし、提出言語は日本語としました。

意見提出にあたっては、提出者の氏名・住所（法人等の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先）の明記を条件としました。

3 提出された意見

2人の方から延べ3件の意見をいただきました。その反映状況は次のとおりです。

文章修正等	記述済み	実施段階検討	反映困難	その他	合計
3件	件	件	件	件	3件

「文章修正等」・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。

「記述済み」・・・既に記述済みのもの。

「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。

「反映困難」・・・反映が困難なもの。

「その他」・・・質問や感想。施策の体系外への意見。

意見の内容とそれに対する市の考え方及び意見を考慮した結果決定した案は、次のとおりです。

(提出された意見の内容とそれに対する市の考え方)

No.	頁	提出された意見	市の考え方
1	1	H24年3月13日(火)の東奥日報夕刊(2)面に依ると、障害者自立支援法は廃止せず、その改正案「障害者総合支援法」(H25年4月1日施行予定)を去る3月13日に閣議決定し、障害者総合福祉法(仮称)は制定しない旨の報道があった。これら関連した記述や表現を変更すべきである。【大変残念な事ではあるが・・・】	『・・・それに代わる新たな「 <u>障害者総合福祉法(仮称)</u> 」の創設に向け、・・・』を『・・・それに代わる新たな <u>法制度の整備</u> に向け、・・・』に訂正します。
2	9 10	(1) 短期入所(ショートステイ)の「④・サービス確保策・・・短期入所希望があった場合、希望にそえる状況にあり、・・・」との記述は調査・認識が甘すぎる。現に、最近私の長男を某施設に2泊させようとしたら諸事情で無理(困難)との返事が施設側からあり困惑した経験がある。市側の協力を得て4月以降には2日以上短期入所が可能となる予定だが、様々な諸事情を普段から調査し情報として把握し、課題としてとらえ解決策を早急に取れるフレキシブル(柔軟)な対応など記述すべきである。 (2) 短期入所の場合、もうひとつ重要な事がある。それは、利用者は心を持った生身の人間で「宅配便」のように簡単に対応できない。したがって、在宅利用者に初めての施設・支援員・他利用者などとの関係でストレス過重の状態に陥り易く、様々なトラブルが生じやすく、過去に死亡の例さえあった。単に数合わせでなく、利用者がスムーズに短期入所できるための問題点・課題への積極的な改善策を積み上げる必要があり、それについても市としても記述すべきである。	「 <u>短期入所希望があった場合、希望にそえる状況であり、今後もこの状況を継続できるように努めていきます。</u> 」を「 <u>障害のある人の要望に応えることができるよう、サービス確保に努めていきます。</u> 」に訂正します。
3	13	(1) 「地域自立支援協議会の設置」でなく『 <u>地域自立支援協議会の活動推進</u> 』とすべきである。「H19年に設置しました」では計画になっていない。設置した後は、市側として協議会に対してその活動が活発になるように積極的に関わっていくべきであり、そういうスタンスの記述にすべきである。 (2) 当協議会H22年3月に「障害のあ	「イ <u>地域自立支援協議会の設置</u> 」を「イ <u>地域自立支援協議会の活動推進</u> 」に訂正します。 また、「・・・、協議会を平成19年度に設置しました。」の次に次の一文を追加します。「 <u>今後も、関係機関と連携を図りながら協議会活動の推進に努めます。</u> 」

	<p>る方と家族のための西北五圏域版『サポートブック』」を発行したり、部会を設置、3.11東日本大震災を受けて昨年夏には協議会として当市に対しても「福祉避難所の設置」を要望したり一定の活動をしているようだ。県内の他市町村の協議会に比べて一定の評価はできる。しかし、地域自立支援協議会の存在及び活動内容などが当市の障がい者や家族にとってほとんど知られていないのが大きな課題である。たとえば「協議会ニュース・会報」の発行や障がい者や家族などを対象にした「障害福祉制度説明会」や「勉強会」「相談会」などを積極的に開催するなどしてほしい。また、協議会の中に3.11を受けて「災害対策部会（仮称）」などを急いで設置し、志ある市民をどんどん参加させてほしい。市役所としてこれらの課題について「福祉計画」に明確に記述し、その改善について努力する姿勢を明確にしてほしい。</p>	
--	---	--

担当	五所川原市福祉部家庭福祉課
電話	0173-35-2111
FAX	0173-35-9901